

税の申告受付が始まります 新型コロナウイルス感染防止のため、原則、郵送での申告をお願いします

☎市民税・都民税について＝市民税課☎724・2114、2115／所得税、贈与税、消費税について＝町田税務署☎728・7211／事業税について＝八王子都税事務所
☎個人事業税係☎042・644・1111

市民税・都民税(個人住民税)の申告

申告方法申告書(昨年申告した方には2月上旬に郵送で発送、町田市ホームページでダウンロードも可)に必要な事項を記入し、添付書類等(写しでも可)を同封のうえ、郵送で市民税課へ。

※記入方法が分からず記入していない項目がある場合でも、必要な添付書類がそろっていれば受け付けます。

※郵送の際、受け付けの控えを希望する場合は、返信用封筒(切手を貼付し、申告者の宛先が記載されたもの)を同封してください。

※やむを得ず会場で申告する場合は、マスクの着用やアルコール消毒液による手指の消毒等にご協力ください。

※来場の際は、できる限り少人数でおいでください。

※入場の際の検温で37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。

※入場の際に整理券を配布します。混雑時は、入場をお断りする場合があります。

※発熱等の症状がある方や体調の優れない方は、来場をお控えください。

【2021年1月1日現在、町田市に住所がある方は原則、申告が必要です】

次の①～③に該当しない、すべての方は、原則申告が必要です。

①所得税の確定申告をする方

②「給与収入のみ」「公的年金等の収入のみ」またはその両方の収入のみがある方で、「給与支払者」「公的年金等支払者」から市役所へ支払報告のある方(源泉徴収票に記載のない控除は申告が必要です)

③市内在住の方の「同一生計配偶者」または「扶養親族」となる方(ただし、収入がある場合で上記①②に該当しない方は、申告が必要です)

※上記①～③に該当しない方は、収入がなかった場合(非課税所得のみの場合も含む)でも申告が必要です。

※確定申告をしても事業所から給与支払報告書の提出がない場合は、本人へ資料の提出を求めることがあります。

○**申告に必要なもの**

①申告書(昨年申告した方には2月上旬に郵送で発送、町田市ホームページでダウンロードも可)

②マイナンバー(個人番号) 記載にあたっての本人確認書類等(必要書類は後述)

③源泉徴収票等の前年中の収入を証明できる書類

④各種控除を証明できる書類(「医療費控除の明細書」等)

⑤税務署や税理士無料相談会で確定申告書に「地方税連絡用」のスタンプを押印され、その内容を市に申告する場合は、その確定申告書と添付書類

※③～⑤は該当する方のみ必要です。

※詳細は「令和3年度申告書の書き方と添付・提示書類」(町田市ホームページでダウンロード)をご覧ください。

市民税・都民税申告 受付日程

会 場	期間・期日	時 間
市庁舎1階みんなの広場	2月8日(月)～3月15日(月) ※土・日曜日、祝休日を除く	午前9時～午後4時
市民税課(市庁舎2階)	2月21日(日)、28日(日)	
南市民センターホール	2月12日(金)	
忠生市民センターホール	2月16日(火)	
小山市民センターホール	2月18日(木)	午前9時30分～11時30分、午後1時～4時
堺市民センターホール	2月22日(月)	
鶴川市民センターホール	2月25日(木)、26日(金)	
なるせ駅前市民センターホール	3月4日(木)	

※市庁舎以外の会場では午前中の受け付けが混雑した場合、午後の受け付けになることがあります。添付書類は申告書類に貼らずにお持ちください。各会場には税務署職員がいないため、確定申告の相談はできません。市庁舎以外の会場への車での来場はご遠慮ください。日曜日に市庁舎へおいでの際は、南出入口からお入りください。

ご注意ください

【申告は3月15日までです】

申告が遅れると、1回当たりの納付額が増える、市民税・都民税の課税・非課税証明書等の交付ができない、上場株式等の譲渡所得等・配当所得等について課税方式を選択できない、国民健康保険税の軽減が受けられないなどの場合があります。

【マイナンバー(個人番号)の記載が必要です】

申告書に個人番号の記載が義務付けられたことで、個人番号を適切に扱うため、申告書を提出する際に本人確認(個人番号の確認と身元確認)を行います。右記の書類が必要になります。

※郵送または代理人が申請する場合の番号確認書類を除き、原本の提示が必要です。

○**番号確認書類** マイナンバーカード、通知カード(氏名・住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限る)、個人番号が記載された住民票の写しのうち1点

○**身元確認書類** マイナンバーカード、運転免許証、障害者手帳(身体・精神)、愛の手帳、健康保険証、年金手帳等のうち1点。または、住民票の写し、国税・地方税・公共料金の領収書等のうち2点

○**代理権の確認書類** 委任状(本人の署名・押印のあるもの)、市が発行した本人の氏名が印字された市民税・都民税申告書等

【配偶者控除の改正に伴う申告】

2019年度から、前年の合計所得が1000万円を超えている方が確定申告等をしていない場合には、市では「同一生計配偶者」の情報を把握できないため、本人または配偶者の方の申告が必要になる場合があります。

【上場株式等の譲渡所得等・配当所得等に係る課税方式】

所得税と市民税・都民税で異なる課税方式を選択する場合は、3月15日までに確定申告書とは別に市民税・都民税申告書の提出が必要です。

【「医療費控除の明細書」の添付義務化】

医療費控除の適用にあたっては、医療費の領収書にかえて、「医療費控除の明細書」を添付することになりました。明細書の様式は、市が作成した様式のほか、便箋等で作成したものも使用できます。

※領収書の添付または提示では、医療費控除の適用はできません。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存してください(提示または提出を求める場合があります)。

【確定申告書第二表「住民税に関する事項」の記入】

確定申告書を提出する方が、配当割額控除や株式等譲渡所得割額控除の適用を受けるためには、確定申告書第二表「住民税に関する事項」の記入が必要です(上場株式等の譲渡所得等・配当所得等を申告しないことを選択した場合は適用されません)。

また、ふるさと納税等による寄附金税額控除の適用を受ける場合も、確定申告書第二表「住民税に関する事項」の記入が必要です。

なお、ふるさと納税ワンストップ特例の申請をしている方で、次のいずれかに該当する場合は、申請が無効になります。①確定申告書または市民税・都民税申告書を提出した場合②5団体を超える自治体にふるさと納税をした場合

①または②に該当する方が、ふるさと納税による寄附金税額控除の適用を受けるためには、寄附金控除を含む確定申告書または市民税・都民税申告書を提出する必要があります。

【複数の事業者から給与の支払いを受けている方】

2か所以上の事業所から給与の支払いを受けている方は、「主たる給与を受けている事業所」でまとめて特別徴収が行われます。原則として前年特別徴収を行った事業所で特別徴収が行われ、前年特別徴収を行った事業所がない場合は、給与の支払金額が一番多い事業所で行うこととなります。ただし、事業所からの給与支払報告の内容等によって、原則どおりにならないこともあります。主たる給与を受けている事業所の指定を希望する方は、特別徴収を行う事業所を記入した「市民税・都民税申告書」を提出する必要があります。

【給与の他にも所得がある方】

給与の他に所得(不動産所得や営業所得等)がある方は、原則として給与を受けている事業所で給与以外の所得に係る個人住民税についても、まとめて特別徴収が行われます。

給与以外の所得に係る個人住民税について、個人で納付する「普通徴収」を希望する方は、「確定申告書」または「市民税・都民税申告書」に普通徴収を希望する旨を記入していただく必要があります。

※この申告は毎年必要です。詳細は町田市ホームページをご覧ください。

【市民税・都民税の税額の試算】

町田市ホームページで市民税・都民税の税額の試算、申告書の作成ができます。2021年度分は、2月上旬に公開予定です。

【個人住民税の特別徴収にご協力をお願いします】

給与所得のある方の個人住民税は、事業所(給与の支払者)を通じて、給与から差し引いて納付する「特別徴収」によることが原則となっています。

町田税務署から**確定申告 受付日程**

会 場	期間・期日	時 間
町田税務署別館会議室	2月1日(月)～15日(月) ※土・日曜日、祝休日を除く	受け付け＝午前8時30分～午後4時 相談＝午前9時～午後5時
ぼっぼ町田地下1階	2月16日(火)～3月15日(月) ※土・日曜日、祝休日を除く	受け付け＝午前8時45分～午後4時 相談＝午前9時～午後5時

※2月1日(月)～3月31日(火)は、町田税務署の駐車場は使用できません。2月21日、28日の日曜日は開場します。当日は非常に混雑する場合がございます。ぼっぼ町田では、還付申告等をされる方のために、3月16日(火)以降も相談を受け付けています(3月26日まで、3月29日以降は町田税務署へおいでください)。3月16日(火)～26日(金)は、町田税務署では申告相談を受け付けていません。

【確定申告会場への入場には入場整理券が必要です】

入場整理券は、当日、会場で配布するほか、LINEアプリで国税庁LINE公式アカウント(右記二次元バーコード)を友だち追加していただくことで、事前に日時指定の入場整理券を入手できます。なお、入場整理券の配布状況に応じて、早めに受け付けを終了する場合があります(後日改めて来場をお願いすることもあります)。

**税理士による無料申告相談日程**

会 場	期 間	時 間
南市民センター	1月25日(月)～27日(水)	
忠生市民センター	1月28日(木)、29日(金)	午前9時30分～11時30分、午後1時～3時30分
堺市民センター	2月1日(月)、2日(火)	
鶴川市民センター	2月3日(水)～5日(金)、8日(月)、9日(火)	

※小規模納税者の所得税、復興特別所得税、個人消費税、年金受給者及び給与所得者の所得税、復興特別所得税の申告書(土地、建物及び株式等の譲渡所得がある場合を除く)を作成し、提出できます。申告書等の提出のみの場合は、直接税務署にお持ちいただくか、郵送で提出してください。前年の申告書等の控えや源泉徴収票等申告に必要な書類、筆記具、計算器具、印鑑及びマイナンバーに係る本人確認書類(マイナンバーカードまたは通知カード等の番号確認書類及び身元確認書類)の写し等をご持参ください。混雑回避のため、入場整理券を配布します。入場整理券の配布が終了次第、受付終了となります。車で来場はご遠慮ください。

【確定申告書の提出】

新型コロナウイルス感染防止のため、自宅からe-Taxでの送信や郵送等をご利用ください。

※申告書の作成は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご覧ください。

【平成29年分から、医療費控除の領収書が提出不要となりました】

領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

※「医療費控除の明細書」は国税庁ホームページからダウンロードできます。※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります(税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません)。

【寄附金控除(ふるさと納税)を受けられる方へ】

ふるさと納税ワンストップ特例の申請を行った場合であっても、所得税の確定申告書を提出する場合(医療費控除の適用を受けるために確定申告する場合等)や、寄附した自治体数が6団体以上となる場合は、その年のふるさと納税の全額について、確定申告を行う必要がありますのでご注意ください。

【消費税の区分経理】

消費税確定申告書を作成するためには、仕入れや経費に軽減税率(8%)対象品目がある場合、税率ごとに区分して帳簿に記載する「区分経理」を行う必要があります。また、消費税の申告で仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として「区分経理」をした帳簿の保存が必要です。

【贈与税の申告について】

2020年中に個人から110万円を超える財産の贈与を受けた方や、「相続時精算課税」、「住宅取得等資金の非課税」の特例を選択する方は、3月15日までに、贈与税の申告と納税が必要です。なお、贈与税の申告書の作成・送信は国税庁ホームページからe-Taxで提出することができます。

税についての作文・税の標語・税に関する絵はがきコンクール・税の書道展**町田市長賞を表彰しました**

☎納税課☎724・2121

市では、租税教育を推進するため、市内の小・中学生から「税についての作文」「税の標語」「税に関する絵はがきコンクール」「税の書道展」の作品を募集し、表彰を行っています。

厳正なる審査の結果、今年度は右記の作品が町田市長賞に選ばれました。

○**作文** 「税金が守る恵まれた環境」井澤千鶴さん(鶴川中学校)

○**標語** 「納税は みんなの笑顔の貯金だよ」 田巻陽菜さん(小山市中学校)

○**絵はがき** 山本夏成美さん(町田第三小学校)

○**書道** 岡田真依さん(鶴間小学校)

催し・講座

参加の際は、検温・手洗い・マスク着用などの感染症対策をお願いします。

生涯学習センター～市民提案型事業**講座づくり★まちチャレ**

【公開講演会～だれにでも「まなびの場」を！自主夜間中学ってなに？】

※16歳以上の方

☎①1月31日(日)②2月6日(土)、午後2時～4時

※両日または片方みの受講も可能です。

※①映画「こんばんはⅡ」の上映、義務教育機会確保法について②「生きるための日本語を学ぶ」について

☎①基礎教育保障学会理事・庄司匠氏②元夜間中学校教諭・見城慶和氏

☎各45人(申し込み順)

☎イベントダイヤル(☎724・5656)へ。

自立支援医療(精神通院)自動延長の終了について

☎障がい福祉課☎724・2145☎050・3101・1653

自立支援医療(精神通院)の更新手続きが、受給者証の有効期限の満了が令和3年2月28日までの方については、新型コロナウイルスの影響を踏まえ、自動延長の対象となっています。

ただし、有効期限の末日が令和3年3月1日以降の方は、従来どおり更新手続きが必要になりますのでご注意ください。更新の必要書類等が不明な場合は、お問い合わせください。

令和2年秋の褒章**青木正光氏が藍綬褒章を受章しました**

☎防災課☎724・3254

長年にわたる消防活動への多大なる尽力が評価され、令和2年秋の褒章で、町田市消防団副団長の青木正光氏が藍綬褒章を受章し、報告のため12月14日に市役所を訪れました。



左から、石阪市長、青木氏

町田市消防団では、各地域で活躍する消防団員を募集しています。

お店や会社の広告を載せてみませんか**2021年度 広告募集中!**

☎広報課☎724・2101

市民生活に関係の深い広告を募集します。詳細はお問い合わせください。

※掲載できる広告の制限等があります。応募説明書類等をお送りします。ご希望の方は広報課へご連絡ください。

広報まちだ

※市内または近隣市に事業所を有する事業主

☎期間4月15日号～2022年4月1日号の各号(毎月1日・15日発行)

☎募集枠数各号3枠(同じ号に最大2枠まで申し込み可)、いずれも抽選

☎サイズ縦42mm×横80mm

☎掲載位置本紙12面下を参照

☎費用5万円(各号1枠当たり)

☎募集期間2月12日(金)まで

☎ページ2万円(1枠1か月あたり)